

総合特別区域の進捗に係る評価
[ライフ・イノベーション分野]

令和2年度

柏の葉キャンパス「公民学連携による自律した都市経営」特区

[指定：平成23年12月、認定：平成24年3月]

I 目標に向けた取組の進捗に関する評価

i) + ii) の平均値 $(4.2+3.8)/2=4$

4.0

i) 取組の進捗

目標値に対する実績に基づく進捗度(当年度実績)

番号	評価指標	進捗度	評点
1	各主体の参画による活動の活性化	104%	5
2	新ビジネス創造と地域経済の活性化	102%	5
3	AEMSを活用した環境配慮型都市の確立	178%	5
4	先進的・包括的健康・介護サービス体制の構築	66%	3
5	虚弱予防活動の展開	72%	3

評価指標毎の進捗の評価の平均値 $(5 \times 3 + 4 \times 0 + 3 \times 2 + 2 \times 0 + 1 \times 0) / 5 = 4.2$

4.2

※1) 1つの評価指標に複数の数値目標がある場合は、各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均する。
(例) 評価指標1について、a、b、cという3つの数値目標があり、各数値目標の評点・寄与度がa:5・20%、b:4・10%、c:3・70%の場合、 $5 \times 0.2 + 4 \times 0.1 + 3 \times 0.7 = 3.5$ で、四捨五入して評価指標1の評価は「4」となる。

※2) 数値目標4は複数の数値目標があり、※1のとおり各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均しているため、進捗度と評点が一致しない。

■ 地方公共団体による特記事項

※外部要因による数値への大幅な影響等があれば記載

ii) 取組の方向性に対する評価

専門家による評価の平均値

3.8

II 支援措置の活用と地域独自の取組の状況に関する評価

i)、ii)、iii) の平均値 $(3.8+3+3)/3=3.3$

3.3

i) 規制の特例措置を活用した事業等の評価

専門家による評価の平均値

3.8

ii) 財政・税制・金融支援の活用実績の評価

専門家による評価の平均値

3.0

iii) 地域独自の取組の状況の評価

専門家による評価の平均値

3.0

Ⅲ 取組全体にわたる事業の進捗と政策課題の解決に関する評価

(専門家所見(主なもの))

3.4

- ・口腔ケア年間実施件数が増加していることは評価できる。
- ・まちづくり、環境保護、新ビジネス創造、包括的健康サービス提供と住民のニーズに合うプロジェクトが複数行われそれぞれ一定の成果が生まれていることは評価できるが、プロジェクト同士の連携が行われているかどうかは外からはみえない。
- ・エリアマネジメントの取組みを先導する役割を果たしているとともに、公民学の連携やまちづくりと介護との融合といった総合性の着実な実施として評価できるが、データプラットフォームの活用(データ駆動型)のイメージがややわかりにくい面がある。
- ・歯科衛生士の確保を問題点として掲げているが、対応策などについても検討いただきたい。
- ・コロナ禍の中で活動の展開が難しかったことが窺われる。「トータルヘルスケアステーション」の詳細や意義がわかりにくく、今後詳細を明らかにしたうえで具体的な評価指標を作成する方が良いように思われる。
- ・ベンチャー企業の支援件数は高い進捗が得られているが、可能な範囲でその支援内容・結果についての情報共有があれば有用である。(件数のみでは評価が困難な場合がある)
- ・フレイル予防については、具体的な内容の明示が必要。
- ・ライフイノベーション分野の評価指標(4)、(5)の事業については、各数値目標で目標値を下回って進捗しており、また前年度に比べても減少している。定性的評価でも着実な進捗がうかがえない。新型コロナウイルス感染症拡大の影響があったことは否めないが、課題改善に向けた取組が必要である。
- ・「地域の健康・介護」分野の目標達成に向けた実施スケジュール(評価書3④、p.9)は、今年度の実績を踏まえ修正する必要がある。

専門家による評価(専門家の総合的な所見)の平均値

3.4

総合評価

I、II及びⅢを1:1:2の比率で計算 $(4+3.3+3.4 \times 2) \div 4 = 3.5$

3.5

(注)評価に係る評点及び表記の考え方については以下のとおり。

- ・評価は5～1(評点)で行う。
- ・進捗度は、100%以上を5、80%以上100%未満を4、60%以上80%未満を3、40%以上60%未満を2、40%未満を1とする。
- ・進捗度以外の評価項目における評点は、5:著しく優れている、4:十分に優れている、3:適当である、2:適当であると認めるには不十分である、1:適当であると認められないとする。